

# 視 座

## 宮城県警察医会について

宮城県医師会理事

日 野 宏

宮城県医師会報のこの誌面におきまして、宮城県警察医会の活動について数回にわたりお伝えしてまいりましたが、再度警察医の業務について述べますと、①警察署職員の健康管理、②留置人の健康管理、③異常死体の検案の3つの大きな業務があります。①と②は産業医的な業務ですが、警察医の最も重要な業務は③の死体検案業務です。

死体検案は、「変死体」として警察署に届け出がなされると、直ちに警察官が現場に急行し、県警本部の検視官が臨場し、その現場もしくは警察署に搬入して、あるいは「DOA」として搬入された病院などで「検視」が行われます。その際に検視官や鑑識係と検視に立ち会い、体表所見及び状況、病歴等から死因・死亡時刻等を推定し、「死体検案書」を作成するのが警察医の仕事です。

死因不明にて解剖を必要とする御遺体にあつては、警察署長あるいは臨場する県警の検視官と相談の上、東北大学法医学教室もしくは東北医科薬科大学法医学教室にお願いしています。昨年（平成28年）の県内の検視取扱数は2,897体で、前年比+106体であり、過去最高でした。解剖数は369体で、司法解剖256体、調査法解剖（新法解剖）91体、承諾解剖22体でした。調査法解剖（新法解剖）とは、死因・身元調査法が制定されて以来、徐々に増加している解剖で、死因や身元の特定を目的とし、条文上遺族の承諾は不要で、警察署長の判断で施行されるものです。昨年の解剖率は12.7%で、全国平均も12.7%ですので、宮城県は全国平均と同じ解剖率でした。ちなみに、1位は神奈川県41.6%（取扱死体数12,000体）、次いで兵庫県35.0%（5,067体）、3位は沖縄県29.3%（1,821体）、東京23区は4位19.9%（19,804体）で、宮城県は10位でした。神奈川県、兵庫県は「監察医」がいるため、解剖率が高いようです。しかし10%に満たない県が全体の70%で、最下位は広島県の1.2%でした。まだまだ全国的には、「解剖率は低い」と言えます。

年齢別では、80歳以上が最も多く（38.2%）、最も少ないのは1歳未満で（0.5%）でした。検視の最高年齢は102歳の男性でした。死亡種別は、病死が2,061体（71.2%）で最も多く、次いで自殺（自死）の443体（15.3%）、自過失の201体（6.9%）の順となっており、検視取扱総数の86.5%を病死と自殺だけで占めています。

県内の警察署は24署ありますが、警察医は現在29名います。そして、東北大学法医学教室、今春から開始されました東北医科薬科大学法医学教室及び鑑識業務の担当歯科医師などで宮城県警察医会が構成されています。各署別年間死体取扱数は、仙台南署の366体が最も多く、次いで仙台北署326体、石巻署290体の順となっています。仙台南署の場合、一人の警察医が全ての検視をしている訳ではなく、宮城県警察医会前会長の今野先生他3名の先生で分担して視ています。仙台北署は2名、石巻署も2名の先生が警察医をしていますが、石巻署では石巻市医師会前会長の舛先生他数名の先生が警察協力医として登録されていて業務を分担されているとのこと。ちなみに私が所属する築館警察署は、昨年59体の検視を行いました。私が県医師会理事会や学会への出席等にて地元を留守にする際は、近くの3人の先生方に代行をお願いし、ほぼ滞りなく遂行できております。



「監察医」、「警察医会」もしくは「警察協力医会」はほとんどの県に存在しています。平成7年に「日本警察医会」が発足しましたが、平成23年3月の東日本大震災以後、日本医師会が平成25年10月9日に都道府県医師会検案担当理事連絡協議会を開催し、各都道府県医師会内に「警察活動に協力する医師の部会」等の組織を設置すること等のお願いがあり、それに応えるように「日本警察医会」は平成26年3月末をもって解散し、日本医師会と協力して業務の連携を図ることになりました。宮城県警察医会でも平成26年6月に第1回目の宮城県医師会、宮城県警察医会、宮城県警察本部との「業務連携に関する打合せ会」が行われ、①今後の連携の在り方について、②一般医師を対象とした死体検案研修会の開催等について話し合いが行われました。その後、年2回の協力検討委員会が行われ、平成27年11月より毎年11月の土曜日午後に宮城県医師会館を会場に「法医学の基礎」研修会が一般の先生方に向けて行われることになりました。今年も11月18日（土）午後3時より開催されます。また、日本医師会主催の「死体検案研修会（基礎）」は来月12月23日（土）に日本医師会館にて開催されます。どちらの研修会もまだ申込み可能ですので、ご興味のある先生は参加されてはいかがでしょうか。

「死体検案研修会（上級）」は、前期が毎年9月の連休2日間に、後期は年が明けて1月の日曜日に開催されます。

最後に、「検視」はある程度の知識を持ってすれば難しいものではありません。県警の専門の検視官が臨場し、地元警察署員とともに体表所見、直腸温、瞳孔、口腔内等を観察記録してくれていますし、前述しましたとおり検視の70%が病死で、かかりつけの先生がいることが多いです。警察署から電話がかかって来て、「先生のところのかかりつけの患者さんですので、検視の立ち会いをお願いします。」と依頼されて、「面倒だな」とお思いになられるでしょうが、かかりつけの患者さんが亡くなられた場合には、かかりつけ医が検視に立ち会っていただいた方が、病歴や普段の状況がおわかりになる分、検案書も書きやすいですし、ご家族も安心されると思いますので、先生方のご協力をお願いいたします。